

市役所からの お知らせ



*市の事業について、詳しくは各課へお問い合わせいただくか、秋田市ホームページをご覧ください。http://www.city.akita.akita.jp/

はり・きゆう・マツサー シ受療券を交付します

秋田市国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者に、4月から使える、はり・きゆう・マツサーの受療券(1回につき800円を助成)を交付します。申請はいずれも3月25日(水)から。

①国民健康保険 対象▶申請時に55歳〜74歳で、国保税を完納しているかた 枚数▶20枚綴りを2冊まで(1回の申請で1冊を交付)

申請▶国保の被保険者証を持って国保年金課4番窓口へ(市議場棟1階)☎(866)2098

②後期高齢者医療 対象▶後期高齢者医療制度に加入しているかた 枚数▶15枚綴り1冊 申請▶後期高齢者医療被保険者証を持って長寿福祉課へ(市福祉棟2階)☎(866)2095

*①②とも、北部・西部・南部(御野場)・河辺・雄和の各市民サービスセンター、駅前サービスセンター、岩見三内・大正寺の各連絡所でも受け付けます(平日)。

国保の日帰り人間ドック の申請を受け付けます

秋田市国民健康保険の「日帰り人間ドック」の受診申請を受け付け

けます。6月から始まる特定健康診査(メタボ健診)は無料ですが、人間ドックは、特定健診の検査項目に加えて詳細な検査を行うため、自己負担があります。

両方は受診できません。どちらを受診するか検討の上、お申し込みください。検査項目や自己負担額などはお問い合わせください。

対象▶秋田市国保加入者で、次の①〜③のすべてを満たすかた

①来年3月31日時点で35歳以上

②今年4月までの加入月数が通算12か月以上

③国保税を完納している
*後期高齢者医療制度に加入しているかたは対象外です。

申込期間▶4月7日(火)〜13日(月)の平日 持ち物▶国保被保険者証

申込場所▶特定健診課(市役所山王別館1階)、北部・西部・南部(御野場)・河辺・雄和の各市民サービスセンター、駅前サービスセンター

ドックの実施医療機関▶市立秋田総合病院、秋田赤十字病院、秋田赤十字病院附属あきた健康管理センター、中通健康クリニック、秋田厚生医療センター、秋田県総合保健センター、白根病院

自己負担額▶1万2千円〜1万7千円(ドック受診料の3割+受診料の消費税相当額)。医療機関によって検査項目が異なるため、受診料にも違いがあります

定員▶1千350人(抽選)。抽選結果は、5月上旬までに、申請したかた全員にお知らせします

●問い合わせ

特定健診課☎(866)8903

「ペット霊園設置等に関する条例」「骨子案」の意見を

近年、ペット霊園の建設に際して、全国的に近隣住民とのトラブルが問題となっています。秋田市ではその対策として、「秋田市ペット霊園の設置等に関する条例(仮称「骨子案」)を作成しましたので、これに対するみなさんのご意見を募集します。

募集期間▶3月23日(月)から4月21日(火)まで

資料閲覧場所▶環境保全課寺内の環境部3階。同課ホームページでも、市庁舎1階の資料閲覧コーナー、北部・西部・南部(御野場)・河辺・雄和の各市民サービスセンター、駅前サービスセンター

意見提出▶資料閲覧場所にある用紙に必要な事項を書いて、閲覧場所にある回収箱に投函するか、郵便FAX、Eメールのいずれかで、TEL110904 寺内蛭根三丁目24番3号 環境保全課

FAX(866)2078
Eメール no-evpl@city.akita.akita.jp

*電話など、口頭では受け付けません。

●問い合わせ

環境保全課☎(866)2075

秋田市での起業・創業を支援します

市内で起業・創業する法人を対象に、補助金と融資制度により支援します。

■創業支援補助金

市内で新たに起業しようとする法人に対し、事業拠点費、設備や広告などに要する費用の一部を補助します。起業者が女性の場合、補助金の上乗せもあります。

■Aターニング創業補助金

県外から秋田市に転入して起業する場合、事業や生活の拠点確保に必要な経費と移転料の一部を補助します。個人も可。

■創業資金融資あっせん制度(無担保・無保証人枠)

法人の経営者自身の保証が不要で、保証料は全額市が補助します。融資額は50万円まで(事業費の80%以内)、利率2.45%、利子補給1%(条件付きで3年間)、返済期間10年以内です。

なお、個人で創業するかたは、通常の創業資金を利用できます。募集開始は4月1日(水)。

●問い合わせ

商工労働課☎(866)2429

包括外部監査の結果報告

このたび、市の監査人である吉岡順子さん(公認会計士)から平成26年度包括外部監査の結果報告がありました。包括外部監査は、市の組織に属さない独立した立場の監査人が、市の事務をチェックするものです。

今回の監査テーマは「外部委託に関する事務の執行について」。市は報告された内容を十分検討し、適切に対処していきます。監査結果のおもな内容は次のとおりです。

総務課 ☎(866)2007

■設計書での単価の適用や計算過程で誤りが見られた。設計金額を正確に算定する必要がある

■落札者以外は予定価格を下回る価格で応札していない入札があることから、予定価格や事業の発注単位、仕様、入札参加要件などの設定を見直し、入札の競争性向上を図る必要がある

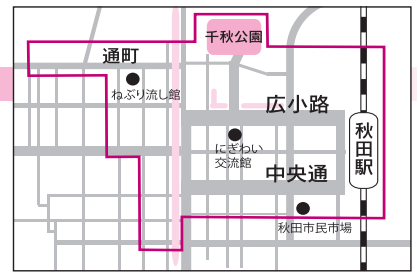
■最低制限価格以下による入札無効数が多い入札に関しては、過去の最低制限価格の割合と比較して設定額が高いことが起因していると思われるが、競争入札がもたらす経済性の確保と、業務における質の維持のバランスを考慮しつつ最低制限価格を決定することが求められる

■入札を実施するよりも、金額および質の維持の面で良いと判断した場合に随意契約すると考えられるが、今後も随意契約する際には、そのメリットを享受するために契約額の削減努力を行い、価格の硬直化を防ぐ必要がある

■1者応札となった契約については、その理由を明確にした上で、次期以降の業務委託に活かす努力が必要である。また、公募にあたっての選定条件は慎重に決定する必要があるが、一方で競争性が阻害されることも問題であり、市内での経験や経験年数など選定条件については再検討も必要である



左が吉岡順子監査人



中心市街地への 出店に補助します

県内外の中小企業者を対象に、秋田駅西口から大町、通町にかけての中心市街地の空き店舗・テナントへの出店に対し、賃借料、共益費、改装費を補助します。

■空き店舗 対象区域(上図の赤枠)の建物の1階部分で、主要な通り(広小路、仲小路、中央通り、大町通り、通町通りなど)に面しているもの

■空きテナント 大規模小売店舗立地法の届出を行っている大型商業施設内にある、3か月以上使用者のいないテナント

補助内容(①②の合計250万円まで)

①賃借料共益費 月額額の2分の1以内で12か月分。限度額は150万円

②改装費 5分の2以内。限度額100万円

●問い合わせ
募集期間 4月1日(水)から来年2月29日(月)まで
商工労働課 ☎(866)2429

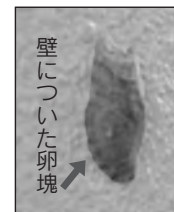
マイマイガ(蛾)の卵を 駆除しましょう

昨年の7月下旬から9月にかけてマイマイガが大発生し、市内の家屋の壁や扉などにも卵塊(3〜4cmほど)が産みつけられています。それらがふ化(4月頃)すると、そ

の後の駆除が難しくなります。卵塊は、今のうちに駆除しましょう。

マイマイガの卵塊駆除

壁などからはがし取り処分します。卵塊を覆っている毛が飛散する恐れがありますので、マスクやメガネを着け、皮膚は露出しないようにしましょう。



●問い合わせ
衛生検査課 ☎(883)1181

雪による雨樋の破損修理 の訪問勧誘には慎重に

春先になると、「雪で壊れた雨樋を火災保険で自己負担なく修理

できる」「面倒な手続きはすべて代行する」などと、訪問勧誘されたとの相談が多く寄せられます。中にはこんなトラブルが生じているケースも…。

・解約を申し出たら高額の解約料を請求された

・保険金相当額を前払いしたのに着工しない

・自己負担がないと勧誘されたが、保険の対象外で全額請求された

修理を依頼する際は、業者の説明をうのみにせず、加入している保険会社に相談し、複数の業者から見積もりを取るなど慎重に判断しましょう。

●問い合わせ 市民相談センター
消費生活担当 ☎(866)2016